

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	栈橋係留許可	
根 拠 法 令	徳島市栈橋の設置及び管理に関する条例	
根 拠 条 項	第4条	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市栈橋の設置及び管理に関する条例（平成30年徳島市条例第14号、以下「条例」という。）条例第4条第2項に規定する不許可事由の具体例は次の場合とする。</p> <p>(1) 海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づく事業（人の運送をする事業に限る。）に使用する船舶以外の船舶を係留するとき。</p> <p>①海上運送法に基づく旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業の許可を受けた事業又は人の運送をする貨物定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業の届出を受けた事業に使用する船舶以外の船舶を係留するとき。</p> <p>(2) 公の秩序、善良な風俗又は公益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 申請に係る行為により、栈橋を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。</p> <p>①全長が14m以上の船舶で栈橋を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>②荒天時の係留で栈橋を損傷するおそれがあるとき等。</p> <p>(4) 栈橋の管理上支障があるとき。</p> <p>①荒天時の係留で栈橋の利用者又は乗船者の安全に支障があるとき。</p> <p>②許可期間が重複し、係留の調整が極めて困難であるとき等。</p> <p>(5) その他市長が係留を不相当と認めるとき。</p> <p>①付近の通行、航行等に対し、支障があるとき。</p> <p>②近隣事業者の同意なしにその事業活動に支障を与えるとき等。</p>
	参 考 事 項	徳島市栈橋の設置及び管理に関する条例施行規則
	設 定 等 年 月 日	平成30年 4月20日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数10日（休日を除く）
	設 定 等 年 月 日	平成30年 4月20日設定（平成 年 月 日最終変更）